

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第3 (略)

第4 通信料

1 (略)

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

料金種別		単 位	料金額	
			(かっこ内は税込額)	
通信料	(略)	(略)	(略)	(略)
	IP電話通信			
		(略)	(略)	(略)

ウ～エ (略)

[現 行]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第3 (略)

第4 通信料

1 (略)

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

料金種別		単 位	料金額	
			(かっこ内は税込額)	
通信料	(略)	(略)	(略)	(略)
	IP電話通信	グループ2-A	3分までごとに	10.4円 (11.232円)
		(略)	(略)	(略)

ウ～エ (略)

2-2 第2種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及び I P 電話通信に係るもの

料 金 種 別		単 位	料金額
			(かっこ内は税込額)
移動体通信	(略)	(略)	(略)
I P 電話通信			
	(略)	(略)	(略)

ウ～エ (略)

第5～第6 (略)

第5表 (略)

別表1～別表4 (略)

別表5

区 分	接続する事業者名
(略)	(略)

別表6 (略)

附 則 (平成 28 年 9 月 6 日経企第 833 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 13 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

2-2 第2種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及び I P 電話通信に係るもの

料 金 種 別		単 位	料金額
			(かっこ内は税込額)
移動体通信	(略)	(略)	(略)
I P 電話通信	<u>グループ2-A</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>10.4円 (11.232円)</u>
	(略)	(略)	(略)

ウ～エ (略)

第5～第6 (略)

第5表 (略)

別表1～別表4 (略)

別表5

区 分	接続する事業者名
<u>グループ2-A</u>	<u>当社が別に定める事業者</u>
(略)	(略)

別表6 (略)